

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美  
問合せ先 E T F センター 今井幸英  
(TEL. 03-6447-6581)

## 投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙 1 記載の E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容およびその理由

対象 E T F について、以下の通り、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

#### **約款変更①：対象 E T F における取得・購入および交換・一部解約の申込不可日に関する約款変更**

##### **<変更内容および変更理由>**

各対象 E T F につきまして、ファンド運営に支障が生じる事情があり、これを回避するために実務運営にて対応しておりましたが、当該対応を受益権の取得・購入および交換・一部解約の申込不可日として明確にするべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

#### **約款変更②：対象 E T F における申込単位に関する約款変更**

##### **<変更内容および変更理由>**

各対象 E T F につきまして、受益者の利便性向上を図るため、取得申込および一部解約における申込単位を引き下げるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙 2 をご参照ください。

#### 2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 平成 28 年 4 月 8 日  
約款変更実施日 (対象 E T F により異なります。) : 別紙 1 記載の日付  
(平成 28 年 4 月 9 日以降、順次)

#### 3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、異議申立・書面決議等の対応は行ないません。

別紙 1. 該当する E T F 銘柄一覧

別紙 2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

## 該当する E T F 銘柄一覧

銘柄 コード	ファンド名	約款変更①	約款変更②	約款変更 実施日
1308	上場インデックスファンド T O P I X	●	—	平成28年 4月9日
1330	上場インデックスファンド 2 2 5	●	—	平成28年 4月9日
1314	上場インデックスファンド S & P 日本新興株100	●	—	平成28年 4月9日
1322	上場インデックスファンド 中国A株 (パンダ) CSI300	●	● (取得のみ)	平成28年 4月15日
1345	上場インデックスファンド Jリート (東証R E I T指数) 隔月分配型	●	—	平成28年 4月9日
1347	上場インデックスファンド F T S E 日本グリーンチップ35	●	—	平成28年 4月9日
1358	上場インデックスファンド 日経レバレッジ指数	●	—	平成28年 4月9日
1399	上場インデックスファンド MSCI日本株高配当低ボラティリティ	●	—	平成28年 4月9日
1547	上場インデックスファンド 米国株式 (S&P500)	●	●	平成28年 4月21日
1548	上場インデックスファンド 中国H株 (ハンセン中国企業株)	●	—	平成28年 4月21日
1549	上場インデックスファンド Nifty50先物 (インド株式)	●	—	平成28年 4月21日
1554	上場インデックスファンド 世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	●	—	平成28年 4月21日
1555	上場インデックスファンド 豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT)	●	—	平成28年 4月9日
1566	上場インデックスファンド 新興国債券 (パークレイズLocal EM国債)	●	●	平成28年 4月9日
1578	上場インデックスファンド 日経225 (ミニ)	●	—	平成28年 4月9日
1586	上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials	●	—	平成28年 4月9日
1592	上場インデックスファンド JPX日経インデックス400	●	—	平成28年 4月9日
1677	上場インデックスファンド 海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型	●	●	平成28年 4月9日
1680	上場インデックスファンド 海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	●	—	平成28年 4月21日
1681	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCIエマージング)	●	—	平成28年 4月21日
1698	上場インデックスファンド 日本高配当 (東証配当フォーカス100)	●	—	平成28年 4月9日

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</li> </ol>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日</li> </ol>

<p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
---	---

1330 上場インデックスファンド225 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第34条に定める<u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第34条に定める<u>計算期間終了日の前営業日</u></p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日</p>

<p>間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第34条に定める<u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（略）</p>	<p>間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第34条に定める<u>計算期間終了日の前営業日および前々営業日</u></p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（同 左）</p>
--	---

1314 上場インデックスファンドS & P日本新興株100 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）</p> <p>第13条</p> <p>①～③（略）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. S &amp; P日本新興株100指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. S &amp; P日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第31条に定める<u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）</p> <p>第13条</p> <p>①～③（同 左）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. S &amp; P日本新興株100指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. S &amp; P日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第31条に定める<u>計算期間終了日の前営業日</u></p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換）</p> <p>第39条</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換）</p> <p>第39条</p>

<p>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. S &amp; P 日本新興株100指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。) の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. S &amp; P 日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第31条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 (ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>)</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. S &amp; P 日本新興株100指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。) の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. S &amp; P 日本新興株100指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第31条に定める計算期間終了日の<u>前営業日</u>および<u>前々営業日</u></li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑬ (同 左)</p>
---	---

1322 上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) CSI300 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第12条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) は、第6条の規定により分割される受益権を、毎月16日 (日本の銀行休業日、上海証券取引所の休業日、シンセン証券取引所の休業日または中国の銀行休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行営業日、上海証券取引所の営業日、シンセン証券取引所の営業日かつ中国の銀行営業日とします。) を取得申込受付日として、その取得申込者に対し、<u>5万口</u>以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。なお、取得申込者は、その取得の申出を、当該取得申込受付日の属する月の1日 (休業日の場合は翌営業日とします。) から10日 (休業日の場合は前営業日とします。) までの間に行なうものとします。</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第12条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) は、第6条の規定により分割される受益権を、毎月16日 (日本の銀行休業日、上海証券取引所の休業日、シンセン証券取引所の休業日または中国の銀行休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行営業日、上海証券取引所の営業日、シンセン証券取引所の営業日かつ中国の銀行営業日とします。) を取得申込受付日として、その取得申込者に対し、<u>10万口</u>以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。なお、取得申込者は、その取得の申出を、当該取得申込受付日の属する月の1日 (休業日の場合は翌営業日とします。) から10日 (休業日の場合は前営業日とします。) までの間に行なうものとします。</p>

②～⑤ (略)	②～⑤ (同 左)
(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 ①～② (略)	(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 ①～② (同 左)
③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。 1. 第29条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間) 2. 前号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき	(新 設)
④第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第6項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。	③第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第5項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
⑤受託者は、第6項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第7項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。	④受託者は、第5項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。
⑥ (略)	⑤ (同 左)
⑦ (略)	⑥ (同 左)
⑧ (略)	⑦ (同 左)
⑨ (略)	⑧ (同 左)
⑩ (略)	⑨ (同 左)
⑪ (略)	⑩ (同 左)

1345 上場インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 隔月分配型 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)	(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)

<p>第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑧ (略)</p>	<p>第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日<u>の前営業日</u></li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑧ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u>（ただし、<u>計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間</u>）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を</li> </ol>	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日<u>の前営業日および前々営業日</u></li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を</li> </ol>

きたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ④～⑫ (略)	きたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ④～⑫ (同 左)
---	---

1347 上場インデックスファンドF T S E日本グリーンチップ35 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>第31条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間)</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>第31条に定める計算期間終了日の前営業日</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第39条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> </ol>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第39条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の権利落日 (配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>F T S E日本グリーンチップ35指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> </ol>

<p>3. 第31条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（略）</p>	<p>3. 第31条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（同 左）</p>
---	---

1358 上場インデックスファンド日経レバレッジ指数 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）</p> <p>第13条</p> <p>①～②（略）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額）</p> <p>第13条</p> <p>①～②（同 左）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑦（同 左）</p>
<p>（一部解約）</p> <p>第49条</p> <p>①～②（略）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑨（略）</p>	<p>（一部解約）</p> <p>第49条</p> <p>①～②（同 左）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑨（同 左）</p>
<p>（受益権の買取り）</p> <p>第51条</p> <p>①～③（略）</p> <p>（削 除）</p>	<p>（受益権の買取り）</p> <p>第51条</p> <p>①～③（同 左）</p> <p>④前3項の規定にかかわらず、第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日の場</p>

<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>	<p>合には、受益権の買取請求を受け付けないものとします。</p> <p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑥前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>
--	--

1399 上場インデックスファンドMSCI日本株高配当低ボラティリティ 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間)</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> </ol>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</li> <li>MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>第32条に定める計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> </ol>

<p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の4営業日間</p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>

1547 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>5万口</u>以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>10万口</u>以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p>

<p>② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p><u>1. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>5万口</u>単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p><u>1. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>10万口</u>単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>

1548 上場インデックスファンド中国H株 (ハンセン中国企業株) 約款

### 約款の新旧対照表

新	旧
(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条	(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条

<p>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p><u>1. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日が香港証券取引所の休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>	<p>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 取得申込日が香港証券取引所の休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>
<p>④～⑥ (略)</p> <p>(一部解約) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p><u>1. 第32条に定める計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が香港証券取引所の休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>	<p>④～⑥ (同 左)</p> <p>(一部解約) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日が香港証券取引所の休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>
<p>④～⑧ (略)</p>	<p>④～⑧ (同 左)</p>

1549 上場インデックスファンドNifty50先物 (インド株式) 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の</p>

<p>取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></p> <p>2. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日、ナショナル証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>3. <u>前各号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日、ナショナル証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>2. <u>前号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（同 左）</p>
<p>（一部解約） 第40条 ①～②（略）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日がシンガポール証券取引所の休業日、ナショナル証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>3. <u>前各号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（略）</p>	<p>（一部解約） 第40条 ①～②（同 左）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日がシンガポール証券取引所の休業日、ナショナル証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>2. <u>前号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（同 左）</p>

1554 上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～②（略）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～②（同 左）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p>

<p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、Frankfurt証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、Frankfurt証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（同 左）</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①～②（略）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間）</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、Frankfurt証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（略）</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①～②（同 左）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、Frankfurt証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（同 左）</p>

## 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</li> <li>取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>毎奇数月6日の2営業日前から各計算期間終了日の2営業日前までの間</li> <li>取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間)</li> <li>一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>毎奇数月6日の2営業日前から各計算期間終了日の2営業日前までの間</li> <li>一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>

## 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>200口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前各号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>2,000口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>毎奇数月6日の2営業日前から第32条に規定する各計算期間終了日の2営業日前までの間</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前2号</u>のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第41条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>200口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間）</u></li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨー</li> </ol>	<p>(一部解約)</p> <p>第41条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>2,000口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>毎奇数月6日の2営業日前から第32条に規定する各計算期間終了日の2営業日前までの間</u></li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業</li> </ol>

<p>クの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前2号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>
---	---

1578 上場インデックスファンド日経225 (ミニ) 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>① (略)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。</p> <p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新 設)</p> <p>③第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。</p> <p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。</p>

<p>⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>	<p>⑤前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>
<p>（一部解約） 第49条 ①～②（略）</p>	<p>（一部解約） 第49条 ①～②（同 左）</p>
<p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けません。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>
<p>⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p>	<p>④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p>
<p>⑥委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>	<p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>
<p>⑦委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p>	<p>⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p>
<p>⑧前項により一部解約の実行の請求の受付が中</p>	<p>⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中</p>

止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。	止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。
---	---

1586 上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第49条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第49条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>
<p>(受益権の買取り) 第51条 ①～③ (略)</p> <p>(削 除)</p>	<p>(受益権の買取り) 第51条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前3項の規定にかかわらず、第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日の場合には、受益権の買取請求を受け付けないもの</p>

<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>	<p>とします。</p> <p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑥前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>
--	---

1592 上場インデックスファンドJPX日経インデックス400 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間) に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第49条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間) に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものと</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第49条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日から起算して4営業日前以降の3営業日間に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。</p>

<p>します。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(受益権の買取り) 第51条 ①～③ (略)</p> <p>(削 除)</p> <p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>	<p>④～⑧ (同 左)</p> <p>(受益権の買取り) 第51条 ①～③ (同 左)</p> <p>④前3項の規定にかかわらず、第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日の場合には、受益権の買取請求を受け付けないものとします。</p> <p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>⑥前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第49条第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。</p>
--	--

1677 上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第12条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第6条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、200口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第12条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第6条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次</p>

<p>の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第31条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</u></li> </ol> <p>④～⑥（略）</p>	<p>の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>毎月6日の2営業日前から第31条に規定する各計算期間終了日の2営業日前までの間</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前2号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</u></li> </ol> <p>④～⑥（同 左）</p>
<p>（一部解約） 第39条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>200口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②（略）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第31条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間）</u></li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</u></li> </ol> <p>④～⑧（略）</p>	<p>（一部解約） 第39条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>1,000口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②（同 左）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>毎月6日の2営業日前から第31条に規定する各計算期間終了日の2営業日前までの間</u></li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. <u>前2号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</u></li> </ol> <p>④～⑧（同 左）</p>

1680 上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条</p>

<p>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p>	<p>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p>
<p>④～⑥ (略)</p> <p>(一部解約) 第40条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>④～⑥ (同 左)</p> <p>(一部解約) 第40条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>

### 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (同 左)</p>

<p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑥（同 左）</p>
<p>（一部解約） 第40条 ①～②（略）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間）</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（略）</p>	<p>（一部解約） 第40条 ①～②（同 左）</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>2. 前号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑧（同 左）</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（略）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（同 左）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～②（略）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</li> </ol>	<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～②（同 左）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の4営業日間</li> <li>2. 東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日</li> </ol>

<p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
---	---